

国立大学法人東京医科歯科大学統合イノベーション推進機構規則

〔 令和2年4月1日
制 定 〕

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号。以下「組織運営規程」という。）第27条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学統合イノベーション機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 機構は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における知的財産の創出支援、保護及び活用を通じた産学官連携の推進に資することを目的として設置する。

第2章 機構

（組織構成）

第3条 機構に、前条の目的を達成するために、イノベーション推進本部を置く。

2 前項の組織に、長を置く。

（業務）

第4条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 知的財産の創出支援、保護及び活用に関すること。
- (2) 産学官連携に関すること。
- (3) 研究活動支援に関すること。

（機構長）

第5条 組織運営規程第14条の7第2項に規定する機構長は、学長が指名する理事、副理事又は副学長をもって充てる。

2 機構長は、機構の管理運営について統括する。

3 機構長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、学長の任期の末日以前とする。

（副機構長）

第6条 機構に副機構長を置き、学長が指名する理事、副理事又は副学長をもって充てる。

2 副機構長は、機構長を補佐する。

3 副機構長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、学長の任期の末日以前までとする。

(教職員)

第7条 機構及び各組織に、機構長及び副機構長のほか必要な教職員を置くことができる。

第3章 機構の組織

(イノベーション推進本部)

第8条 第3条第1項第1号に定めるイノベーション推進本部に、次に掲げるセンターを置く。

(1) 産学連携研究センター

(2) 医療イノベーション推進センター

2 前項各号のセンターに、それぞれ長を置く。

3 イノベーション推進本部及び第1項各号に定めるセンターに関し必要な事項は、別に定める。

第4章 研究連携戦略会議及び管理運営会議

第1節 研究連携戦略会議

(研究連携戦略会議)

第9条 研究連携戦略会議は、国立大学法人東京医科歯科大学統合研究機構規則（平成29年規則第59条）第4章第1節に定めるところによる。

第2節 管理運営会議

(構成員)

第10条 管理運営会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 機構長

(2) 副機構長

(3) 第3条第1項第1号に定める組織の長並びに第8条に定める各センター長

(4) 統合研究機構事務部長

(5) その他機構長が必要と認めた者

2 前項第5号の委員は、管理運営会議の議を経て、機構長が委嘱する。

(議長)

第11条 管理運営会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

2 議長は、管理運営会議を招集し、これを主宰する。

(審議事項)

第12条 管理運営会議は、第4条に規定する業務を遂行するため、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 第3条第1項第1号に定める組織の長並びに第8条に定める各センター長候補者の推薦に関すること。

(2) 教員の人事に関すること。

- (3) 予算に関すること。
- (4) 第3条第1項第1号に定める組織及び各センターの運営に関するもののうち、特に重要な事項
- (5) その他議長が必要と認めた事項

(議事)

第13条 管理運営会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、委任状の提出をもって委員の出席とすることができる。

2 管理運営会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第14条 管理運営会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

第5章 その他

(事務)

第15条 機構に関する事務は、統合研究機構事務部で処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日規則第38号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月28日規則第79号）

この規則は、令和3年7月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。ただし、改正後の第10条第1項第4号の規定は、令和3年7月1日から適用する。